

船舶事故調査報告書

平成27年4月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年8月2日 05時20分ごろ
発生場所	和歌山県由良町の黒島北西岸沖 衣奈港 A防波堤灯台から真方位325° 2,340m付近 （概位 北緯34°00.46′ 東経135°05.57′）
事故調査の経過	平成26年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 15号栄福丸、4.5トン WK3-13727（漁船登録番号）、個人所有 11.77m (Lr) × 2.45m × 0.94m、FRP ディーゼル機関、180kW、昭和49年3月20日 第252-25500号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月1日 免許証交付日 平成23年11月14日 （平成29年5月31日まで有効） 船舶所有者 男性 86歳
死傷者等	なし
損傷	船体及び機関に濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、由良町衣奈漁港北方に位置する黒島の北西端付近のサンキチと称する磯（以下「本件磯」という。）に渡した釣り客から、波が高いので迎えに来てほしい旨の連絡を受けて本件磯付近に至り、船長が、本件磯に着けるタイミングを計るため、うねりの周期に合わせて2～3回程度前後進を行ったのち、前進して船首を本件磯に着け、釣り客が乗船して来ることを待った。</p> <p>船長は、うねりが引く際に船尾が下に落ち込んだので、その状態で釣り客を乗船させれば、釣り客が低い位置で本船に乗り込むこととなり、次のうねりが来たときに本船が持ち上げられて船首が釣り客に当たるおそれがあるので、危険であると判断し、機関を後進にかけて本船を約3～4m後退させた。</p>

	<p>本船は、次のうねりを船尾方から受けて船体が持ち上がるとともに右舷方からの波を受け、右舷側が持ち上げられて左舷側に傾斜し、左舷側が海水に漬かって前部甲板上に浸水した。</p> <p>船長は、本船が復原すると思っていたが、左舷側に傾斜した状態から戻らなかったため、操舵室左舷側の扉から脱出しようとしたものの、流入していた海水によって脱出できずにいたところ、平成26年8月2日05時20分ごろ本船は転覆した。</p> <p>船長は、操舵室に海水が充満したのちに船外へ脱出し、本船の船底に上がり、本件磯にいた釣り客に船舶所有者への電話連絡を依頼した。</p> <p>船舶所有者は、衣奈漁港の渡船受付にいたところ、自宅からの電話を受け、本船が転覆し、船長の救助を要請する電話が釣り客からあったと聞き、他の所有船に従業員と共に乗り、船長の救助に向かった。</p> <p>船舶所有者は、本件磯付近に至り、本船から船長を移乗させ、従業員に操船を委ねて衣奈漁港へ帰らせることとし、自らは、沖に出ていたもう1隻の所有船に移って操船を行い、本件磯及びその東方の磯に瀬渡しした7人の釣り客を収容して衣奈漁港へ帰った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>(1) 気象</p> <p>① 乗組員の観測 天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好</p> <p>② 気象注意報及び海上警報の発表状況 和歌山地方気象台は、8月1日00時54分に由良町へ波浪注意報を発表し、本事故当時も発表中であった。 高松地方気象台は、四国沖北部及び瀬戸内海に発表中であった海上風警報を、8月1日23時40分次の内容に切り替えた。なお、本事故時も海上風警報が発表中であった。 瀬戸内海、四国沖北部では、南東又は南の風が強く、最大風速は30ノット(15メートル)。</p> <p>(2) 海象 うねり高さ 約1.5m(衣奈漁港から黒島へ向けての航行時)、 うねり波向 南西 気象庁の沿岸代表点「紀伊水道」(本事故発生場所から南西方24.2海里付近)における事故当日09時00分の観測値は、波向南、波の周期12秒及び波高3.3m並びに風向南東及び風速10ノット(約5.1m/s)であった。</p> <p>(3) 日出時刻 05時11分ごろ</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、04時30分ごろ釣り客7人を乗せて衣奈漁港を出発し、釣り客が当初希望していた黒島南西岸の磯へ向かったが、波が高く、南西岸で釣りを行うことが適していないことを理解してもらい、黒島</p>

の北側であれば、風波の影響が少ないことを伝え、釣り客を本件磯及びその東方の磯に渡した。

船長は、ふだんからうねりや風の影響によって釣りに適さない磯があっても、黒島の陰になってうねりや風が遮蔽される場所に釣り客を渡せばよいと考えており、本事故当日は南西からのうねりであったので、黒島北西岸の磯に釣り客を案内することとした。

船長は、ふだん、本船を磯に着ける際、その手前でとどまり、うねりや波の周期及び波高を見て大きい波の出現する頻度を見極め、大きい波を避けるために5～6回程度前後進を繰り返して着ける時機を計っており、本事故当日は、南西からのうねりが高かったため、4人の釣り客を本件磯に渡す際、3～4分程度かけてうねりの状況を見てから着けた。

船長は、釣り客を渡し終えて05時ごろに衣奈漁港へ戻り、渡船受付で休憩していたところ、本件磯に渡した釣り客から連絡があったことを船舶所有者から聞き、05時10分ごろ本船で本件磯へ向かい、釣り客を渡してから30分程度しか経過しておらず、大きいうねりの出現頻度を見ていたので、うねりの状況を2～3回程度見た後に本件磯に着けた。

船長は、本件磯に釣り客を乗降させる場合、ふだんから本事故時に着けようとしていた場所に着けていたが、本事故後、少し離れた場所に反射した波が拡散する所があるので、本事故時にはそちらに着けることにしていればよかったと思った。

(写真1 本件磯及びその右方の岩場、写真2 本件磯に着ける様子参照)

遊漁船業の適正化に関する法律第11条に基づき和歌山県知事に届け出た遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)によれば、出航の可否の判断(以下「出航中止基準」という。)は、出航地、案内する漁場及び出航地から案内する漁場までの間において、海上警報(波浪、風、霧等)が発表されている場合、又は、事業者が危険であると判断した場合に出航を中止することと記載されている。

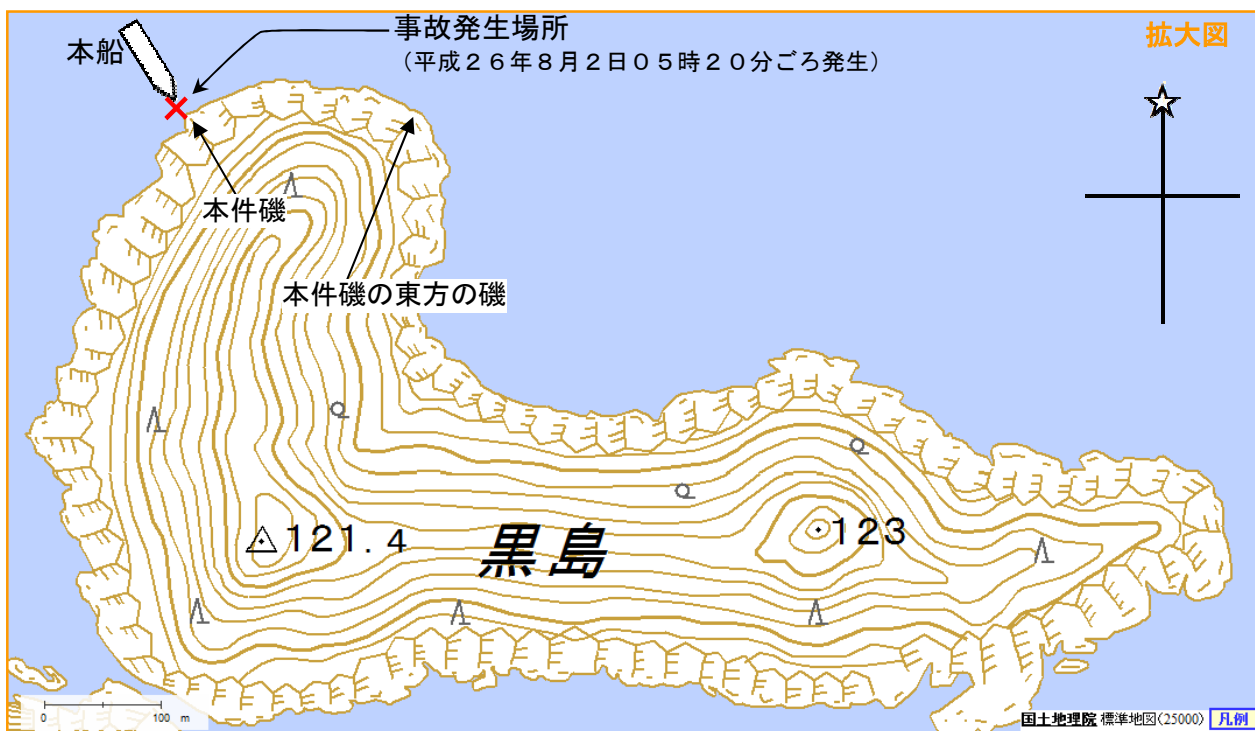
船長は、毎日19時前のテレビの天気予報を見て気象及び海象情報を入手しており、紀伊水道での波高が、5mと予想されていれば、出航を中止することとしており、3mと予想されていれば、黒島付近の波高が約2～2.5mに達すると判断し、注意して航行することとしていた。

船長は、本事故前日に見た天気予報により、台風第11号が九州の西方沖に達することを知り、うねりが衰えていくものと考えていた。また、台風第12号が日本の南方遠くに位置しており、影響があるには、まだ遠いと考えていた。

船長は、本事故発生時、操舵室で操船を行っており、救命胴衣を着

	けていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、黒島北西岸沖において、本件磯に着けて釣り客を乗船させようと待機中、うねりを受け、船尾が持ち上げられるとともに右方の岩場に当たって反射した波を右舷側に受けたことから、右舷側が持ち上げられて左舷側に傾斜し、転覆したものと考えられる。 船長は、南西からのうねりが発生しているにもかかわらず、本件磯が黒島北西岸にあり、風波の影響が少ないことから、海上風警報が発表されている状況下、瀬渡しを行ったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、黒島北西岸沖において、本件磯に着けて釣り客を乗船させようと待機中、うねりを受け、船尾が持ち上げられるとともに右方の岩場に当たって反射した波を右舷側に受けたため、右舷側が持ち上げられて左舷側に傾斜し、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体を磯に着ける場合、岩場に当たって反射した波を横方向から受けることがない場所を選ぶこと。 ・ 船舶所有者は、業務規程に定めた出航中止基準を遵守し、四国沖北部に海上警報が発表中は船舶を出航させてはならない。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 電子国土 Web システム使用

写真1 本件磯及びその右方の岩場



写真2 本件磯に着ける様子

